

聖籠町告示第17号

聖籠町地域包括支援センター設置運営要綱を次のように定める。

平成31年3月6日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町地域包括支援センター設置運営要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定め、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(センターの名称等)

第2条 センターの名称、所在地及び担当地域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 聖籠町地域包括支援センター
- (2) 所在地 聖籠町大字諏訪山825番地
- (3) 担当地域 町内全域

(事業の内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の45第2項第1号に規定する総合相談支援事業
- (2) 法第115条の45第2項第2号に規定する権利擁護事業
- (3) 法第115条の45第2項第3号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (4) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業
- (5) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(職員の配置)

第4条 センターに次に掲げる専門職員を置く。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者

2 前項に掲げる職員のほか、センターの運営に必要なが生じた場合は、その他の職員を置くことができる。

(運営時間)

第5条 センターの運営時間は、次に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(職員の秘密保持)

第6条 センターの職員は、利用者及びその世帯のプライバシーを尊重し、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(関係機関との連携)

第7条 センターの職員は、事業の実施に当たっては、各種サービス事業者等との密接な連携を図るよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。